

2024年7月29日

福島県知事 内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 大橋 沙織

原発避難者への仮設・借り上げ住宅 無償提供終了方針の撤回を求める申し入れ

福島県は今年22日の「新生ふくしま復興推進本部会議」において、東京電力福島第一原発事故による大熊、双葉両町の避難者に対する仮設・借り上げ住宅の無償提供を2026年3月末で終了する方針を決定しました。報道によれば、「特定復興再生拠点区域（復興拠点）の避難指示解除や災害公営住宅などの整備が進む見通しとなり、生活再建の環境が整ったと判断した」とされていますが、先行して整備され避難指示が解除された復興拠点の面積は、帰還困難区域全体の大熊町で17.5%、双葉町では11.3%余です。

また、復興拠点以外で帰還を希望する住民に対し、住宅除染等を実施し帰還を促す「特定帰還居住区域」の設定が始まってはいますが、帰還困難区域全体で見れば、大部分が今後の見通しすら示されていません。

国の避難指示が継続する下で、被災県である福島県が住宅無償提供の打ち切りを早々と決定するなどあってはならず、県がやるべきは、国に帰還困難区域の今後の方針を早期に示すよう求めることです。

同様に、いまだ帰還困難区域が残されている浪江、富岡両町の住宅無償提供は、2020年3月末ですでに終了していますが、終了期日の半年前で約半数1,000世帯余りで住宅再建の見通しが立っていないことが明らかになっている中での打ち切りでした。やむを得ず住まいを移らざるを得ない人もいました。

大熊、双葉両町について、県は、これから入居者の意向調査を実施するとしています。入居者の意向を十分に聞いて判断すべきことであり、順序が逆と言わざるを得ません。

県の今方針決定に強く抗議し、以下要望します。

記

- 1、大熊、双葉両町で避難指示が継続する下で、避難者への仮設、借り上げ住宅の無償提供を終了するとの方針は撤回すること。

以上